

港区在住の子育て家庭の皆さまへ

一時保育事業・一時預かり事業の一部無償化が始まります。

利用の前に、事前登録をお願いします。



申請開始

8月3日（月）～

※9月当初から利用したい場合

8月21日（金）までに申請が必要です。

※8月22日以降は、利用日の2週間前までに申請をお願いします。

無償化の概要

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、一時保育事業と一時預かり事業の保育料・利用料を、未就学児1人当たり年間144時間まで無償化します。（令和8年度は9月開始のため、84時間まで無償化します。）

対象



区内在住で、就学前の子どもがいる世帯（クーポンは未就学児ごとに発行します）

申し込み方法

港区HPからお申込みください。



- 1 港区HPから申請
- 2 区で申請内容を確認し、クーポンを発行（2週間程度）
- 3 各施設へ予約し、利用開始



対象事業

※各施設を利用するには、別途予約が必要です。各施設の案内をご確認ください。

- 1 認可保育園等の一時保育事業
- 2 子育てひろばあっぱいの一時預かり事業
- 3 みなと保育サポートのスポット利用保育
- 4 みなと子育てサポートハウス「あい・ぽーと」の一時預かり事業
- 5 みなと子育て応援プラザPokkeの一時預かり事業
- 6 ミタマチシップスの一時預かり事業
- 7 派遣型一時保育
- 8 育児サポート子むすび

注意事項

- 無償化が適用されるのは、9月1日（火）以降に利用した分となります。
- 144時間（令和8年度は84時間）を超えた分の保育料・利用料は、自己負担となります。
- 無償化を利用するには**事前申請が必要**です。
- クーポンが発行されるまでには2週間程度の時間を要します。発行が済んでいない間は、無償化を利用することはできません。
- 利用時は、**クーポンを利用できるスマートフォン等の端末が必要**です。

- 利用時間は**1時間単位で管理**し、1時間未満の端数は切り上げとなります。
- クーポンは**お子さんごとに発行**され、きょうだい間で共有できません。
- クーポンの**有効期限は発行年度の3月31日まで**です。未利用分を翌年度へ繰り越すことはできません。
- クーポンの**残り時間によっては、無償化を利用できない場合**があります。利用時間がクーポンの残り時間を超える場合の取り扱いは施設により異なりますので、区HPをご確認ください。

※食事代・おやつ代・交通費などの実費は無償化の対象外です。

問い合わせ

保育課保育支援係 ☎ 3578-2871